

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）の一部を改正する規程 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)
制定 平成 09・03・31 立局第18号 平成 9年 4月 1日 改正 平成 09・09・29 立局第2号 平成 9年 9月30日 平成 10・03・26 立局第7号 平成10年 3月31日 平成 11・09・28 立局第4号 平成11年 9月30日 平成 12・03・31 立局第59号 平成12年 4月 1日 平成 12・09・20 立局第2号 平成12年12月22日 廃止・制定 平成 19・06・18 原院第2号 平成19年 7月 1日 改正 平成 22・04・01 原院第6号 平成22年 4月 5日 平成 23・01・15 原院第1号 平成23年 1月17日 廃止・制定 20140625商局第1号 平成26年 7月14日 改定 20140707商局第2号 平成26年 7月18日 20140903商局第6号 平成26年 9月17日 20141114商局第3号 平成26年11月20日	制定 平成 09・03・31 立局第18号 平成 9年 4月 1日 改正 平成 09・09・29 立局第2号 平成 9年 9月30日 平成 10・03・26 立局第7号 平成10年 3月31日 平成 11・09・28 立局第4号 平成11年 9月30日 平成 12・03・31 立局第59号 平成12年 4月 1日 平成 12・09・20 立局第2号 平成12年12月22日 廃止・制定 平成 19・06・18 原院第2号 平成19年 7月 1日 改正 平成 22・04・01 原院第6号 平成22年 4月 5日 平成 23・01・15 原院第1号 平成23年 1月17日 廃止・制定 20140625商局第1号 平成26年 7月14日 改定 20140707商局第2号 平成26年 7月18日 20140903商局第6号 平成26年 9月17日
(2)一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について 第7条の3関係 1. 第1項及び第2項中「製造設備の冷却の用に供する冷凍設備」とは、第2条関係の「いわゆる付属冷凍について」の図(ロ)及び(ハ)の※印を付した間接冷却式の付属冷凍設備の本体及び本体に取り付けられたラインの第一継手の範囲をいう。 <u>ただし、第2項第2号の2ただし書き中「冷凍設備」は、第2条関係の「いわゆる付属冷凍について」の図(イ)から(ハ)に示すものであり、※印を付した冷凍設備の本体及び本体に取り付けられた冷媒又はラインの第一継手の範囲をいい、「冷凍保安規則に規定する技術上の基準」によることができるものとする。なお、「冷凍保安規則に規定する技術上の基準による」とは、次のとおりとする。</u> (1)第1項及び第2項中の第6条第1項第11号及び第12号については、冷凍保安規則第7条第1項第6号を準用する。 (2)第1項及び第2項中の第6条第1項第13号については、冷凍保安規則第64条第1号ロを準用する。 (3)第1項及び第2項中の第6条第1項第14号については、冷凍保安規則第64条第1号イを準用する。 (4)第1項及び第2項中の第6条第1項第19号については、冷凍保安規則第7条第1項第7号及び第8号を準用する。 2. 第2項第2号の2中「ライン」とは、一般的には被冷却目的物を冷却するための熱媒となる流体(相変化を伴わないものに限る。)をいい、例えば、水、塩化カルシウム水溶液、エチレングリコール等をいうが、同号では、大気に放出した際に、燃焼性や吸入毒性を示さないものに限る。 3. 第3項第6号中「適切な真空度」とは、貯槽の設計時に規定される、断熱性能を管理する値をいう。	(2)一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について 第7条の3関係 第1項及び第2項中「製造設備の冷却の用に供する冷凍設備」とは、第2条関係の「いわゆる付属冷凍について」の図(ロ)及び(ハ)の※印を付した間接冷却式の付属冷凍設備の本体及び本体に取り付けられたラインの第一継手の範囲をいう。 <u>また、「冷凍保安規則に規定する技術上の基準による」とは、次のとおりとする。</u> (1)第1項及び第2項中の第6条第1項第11号及び第12号については、冷凍保安規則第7条第1項第6号を準用する。 (2)第1項及び第2項中の第6条第1項第13号については、冷凍保安規則第64条第1号ロを準用する。 (3)第1項及び第2項中の第6条第1項第14号については、冷凍保安規則第64条第1号イを準用する。 (4)第1項及び第2項中の第6条第1項第19号については、冷凍保安規則第7条第1項第7号及び第8号を準用する。 (新設) (新設)

(4)コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

第7条の3関係

1. 第1項及び第2項中「製造設備の冷却の用に供する冷凍設備」とは、第2条関係の「いわゆる付属冷凍について」の図(ロ)及び(ハ)の※印を付した間接冷却式の付属冷凍設備の本体及び本体に取り付けられたラインの第一継手の範囲をいう。ただし、第2項第2号の2ただし書き中「冷凍設備」は、第2条関係の「いわゆる付属冷凍について」の図(イ)から(ハ)に示すものであり、※印を付した冷凍設備の本体及び本体に取り付けられた冷媒又はラインの第一継手の範囲をいい、「冷凍保安規則に規定する技術上の基準」によることができるものとする。なお、「冷凍保安規則に規定する技術上の基準による」とは、次のとおりとする。

- (1)第1項及び第2項中の第5条第1項第16号については、冷凍保安規則第64条第1号イを準用する。
- (2)第1項及び第2項中の第5条第1項第17号及び第18号については、冷凍保安規則第7条第1項第6号を準用する。
- (3)第1項及び第2項中の第5条第1項第19号については、冷凍保安規則第64条第1号ロを準用する。
- (4)第1項及び第2項中の第5条第1項第21号については、冷凍保安規則第7条第1項第7号及び第8号を準用する。

2. 第2項第2号の2中「ライン」とは、一般的には被冷却目的物を冷却するための熱媒となる流体(相変化を伴わないものに限る。)をいい、例えば、水、塩化カルシウム水溶液、エチレングリコール等をいうが、同号では、大気に放出した際に、可燃性や吸入毒性を示さないものに限る。

3. 第3項第6号中「適切な真空度」とは、貯槽の設計時に規定される、断熱性能を管理する値をいう。

(4)コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

第7条の3関係

第1項及び第2項中「製造設備の冷却の用に供する冷凍設備」とは、第2条関係の「いわゆる付属冷凍について」の図(ロ)及び(ハ)の※印を付した間接冷却式の付属冷凍設備の本体及び本体に取り付けられたラインの第一継手の範囲をいう。また、「冷凍保安規則に規定する技術上の基準による」とは、次のとおりとする。

- (1)第1項及び第2項中の第5条第1項第16号については、冷凍保安規則第64条第1号イを準用する。
- (2)第1項及び第2項中の第5条第1項第17号及び第18号については、冷凍保安規則第7条第1項第6号を準用する。
- (3)第1項及び第2項中の第6条第1項第19号については、冷凍保安規則第64条第1号ロを準用する。
- (4)第1項及び第2項中の第5条第1項第21号については、冷凍保安規則第7条第1項第7号及び第8号を準用する。

(新設)

(新設)